

令和 6 年 1 月

富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 6 年 1 月 11 日（木） 午前 9 時 30 分から 10 時 5 分まで

2 開催場所 富士市役所庁舎 10 階 第二委員会室

3 出席委員
農業委員会会長 17 番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1 番 望月 稔

委 員
2 番 望月 英俊
3 番 田村 英俊
4 番 高井 修一
5 番 谷津倉 寛
6 番 笹古 時男
7 番 渡邊 武敏
8 番 近藤 敏男
9 番 鈴木 一孝
10 番 新舟 進
11 番 長尾 忠
12 番 佐野 隆洋
13 番 佐藤 正職
15 番 太田 篤子
16 番 安藤 公男
18 番 後藤 環
19 番 藤田 哲哉

4 欠席委員
14 番 渡邊 哲史

5 議事
(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員
事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会 長 まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め 15 番 太田篤子 君、16 番 安藤公男 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第 4 の議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の 3 ページ、議第 1 号農地法第 3 条の規定による許可決定についての審査から、議第 4 号農業委員会等に関する法律に基づく審議についてまでの、計 4 件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局（担当） (議案朗読)

会 長 最初に、議案 5 ページの議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
岩松地区 1 番について事務局から説明願います。

事務局（担当） (議案朗読)

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）	譲受人は夫とともに平成１７年から譲受人の母親と同居を始め、それ以来、自宅に隣接する所有者であった叔父の農地の耕作管理をしており、叔父が亡くなったのを機に、相続人であった譲渡人から申請地を売買により取得することになったといえます。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	岩松地区１番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 岩松地区１番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第３条の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案６ページの議第２号 農地法第５条第１項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 伝法地区１番、２番は、関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲受人である法人が道路を挟んだ西側にある農地を、事業拡張にともない工場敷地として取得したいという申請です。 都市計画法による開発行為の申請も同時におこなっており、その他の法令の許可の、見通しがあります。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、申請地が東名高速道路富士インターチェンジから概ね３００m以内であり、公共施設、公益施設の整備の状況が、省令で定める程度に達しており、第３種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	伝法地区１番、２番について、ご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区１番、２番について、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、議案７ページの議第３号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。 富士川地区１番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	年月日不詳で、もともとは畑として耕作管理されていたが、周囲の山林からの浸食が著しいため放置してしまったところ、農地として再生することが困難に

会 長

なってしまったという趣旨の申請です。

富士川地区 1 番についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士川地区 1 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。
次に議案 8 ページの議第 4 号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

事務局（担当）

(『富士市農用地利用集積計画明細』を説明)

会 長

ご質問ございませんか。

(質疑なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農業委員会等に関する法律に基づく審議についての審議を終わります。
次に、議案 4 ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局（担当）

(議案朗読)

会 長

以上で、議事（1）農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
以上で議事はすべて終了しました。

令和 年 月 日

農業委員会会長

同 委 員

同 委 員